



宮 崎 県 公 報

平成19年2月19日 (月曜日) 第 1855 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭 1 丁目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料 (送料共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

- 宮崎県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則…………… (高齢者対策課) 1
- 宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) 7

告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 7
- 道路の区域の変更 (6 件) …………… (道路保全課) 7
- 道路の供用の開始 (4 件) …………… (“) 8

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 9
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (“) 9

規 則

宮崎県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則をここに公布する。

平成十九年二月十九日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第三号

宮崎県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、介護保険法 (平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。) 、介護保険法施行令 (平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。) 及び介護保険法施行規則 (平成十一年厚生省令第三十六号) に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人 (以下「指定受託法人」という。) の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第二条 令第十一条の二第一項の規定による申請は、指定市町村事務受託法人指定申請書 (別記様式第一号) によってするものとする。

2 法第二十四条の二第二項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事務所の見やすい場所に標示するものとする。
(変更等の届出)

第三条 令第十一条の三第二項の規定による届出は、変更に係るものにあつては変更届出書 (別記様式第二号) によつて、受託事務の廃止、休止又は再開に係るものにあつては受託事務廃止 (休止、再開) 届出書 (別記様式第三号) によつてするものとする。

(公示)

第四条 令第十一条の六の規定による公示は、同条各号の措置に係る事務所に關する次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事務所の名称及び所在地
- 二 当該事務所に係る指定受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- 三 指定、指定の取消し、指定の全部若しくは一部の効力の停止又は受託事務の廃止の年月日
- 四 受託事務の種類
- 五 居宅サービス等の提供の有無

(市町村等への情報提供)

第五条 知事は、指定受託法人に関する情報のうち、次に掲げる事項に係るものの全部又は一部を、市町村その他の機関に提供することができる。

- 一 前条各号に掲げる事項
- 二 受託事務の開始の年月日
- 三 運営規程
- 四 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 (法第二十四条の二第一項第二号に規定する事務を受託しようとする場合に限る。)
- 五 その他知事が必要と認める事項

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、指定受託法人の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

受付番号	
------	--

指定市町村事務受託法人指定申請書

年 月 日

宮 崎 県 知 事

殿

所在地
申請者 名称
代表者の氏名



介護保険法 (以下「法」という。) 第 24 条の 2 第 1 項の指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事務所所在地市町村番号	
-------------	--

申 請 者	フリガナ 名称						
	主たる事務所の所 在 地	(郵便番号 ー) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)					
	連絡先	電話番号		FAX 番号		電子メールアドレス	
	法人の種類別				法人所轄庁		
	代表者の職・氏名・ 生年月日	職名		フリガナ 氏名		生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)					
指 定 を 受 け よ う と す る 事 務 所	事務所の所在地	(郵便番号 ー) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)					
	事務所の連絡先	電話番号		FAX 番号			
	指定を受けようと する事務		法第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する事務 (照会等事務)		開始予定年月日	年 月 日	
			法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する事務 (要介護認定調査事務)		開始予定年月日	年 月 日	
既に指定等を受けている事業等の種類		実施事業			既に指定等を受けている事業等の 指定 (許可) 年月日		
居 宅 サ ー ビ ス	訪問介護						
	訪問入浴介護						
	訪問看護						
	訪問リハビリテーション						
	居宅療養管理指導						
	通所介護						
	通所リハビリテーション						
	短期入所生活介護						
	短期入所療養介護						
	特定施設入居者生活介護						
	福祉用具貸与						
	特定福祉用具販売						

(裏面)

地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護		
	認知症対応型通所介護		
	小規模多機能型居宅介護		
	認知症対応型共同生活介護		
	地域密着型特定施設入居者生活介護		
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
居宅介護支援事業者			
施設	介護老人福祉施設		
	介護老人保健施設		
	介護療養型医療施設		
介護予防サービス	介護予防訪問介護		
	介護予防訪問入浴介護		
	介護予防訪問看護		
	介護予防訪問リハビリテーション		
	介護予防居宅療養管理指導		
	介護予防通所介護		
	介護予防通所リハビリテーション		
	介護予防短期入所生活介護		
	介護予防短期入所療養介護		
	介護予防特定施設入居者生活介護		
	介護予防福祉用具貸与		
	特定介護予防福祉用具販売		
	地域密着型 介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
介護保険事業所番号			(既に指定又は許可を受けている場合)
医療機関コード等			

- 備考 1 「受付番号」「事務所所在地市町村番号」欄には、記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「指定を受けようとする事務」欄は、今回申請するものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「実施事業」欄は、既に指定等を受けている事業について、該当する欄に「○」を記入してください。
- 6 「既に指定等を受けている事業等の指定（許可）年月日」欄は、介護保険法による指定事業者又は介護保険施設として指定（許可）された年月日（法第71条又は法第72条の規定により指定があったものとみなされたときは保険医療機関等の指定を受けた年月日、介護保険法施行法第4条、第5条、第7条及び第8条の規定により指定（許可）があったものとみなされたものについては「12年4月1日」）を記載してください。
- 7 「医療機関コード等」欄は、保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとしてすでに医療機関コード等が付番されている場合にあっては、そのコードを記入してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

付表 1

指定市町村事務受託法人の指定に係る記載事項

受付番号

事務所	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 -)		
		都道 郡市 府県 区		
連絡先	電話番号		FAX番号	
当該受託事務の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文				第 条第 項第 号
管理者	フリガナ			住所 (郵便番号 -)
	氏名			
	生年月日			
職員の職種・員数(人)	介護支援専門員			
		専 従	兼 務	
	常 勤(人)			
	非常勤(人)			
主な 掲 示 事 項	営業日			
	営業時間			
	通常の受託事務の 実施地域			
添付書類	別添のとおり			

- 備考
- 「受付番号」欄には、記入しないでください。
 - 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別様に記載した書類を添付してください。
 - 「主な掲示事項」欄については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
 - 出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別様にして記載してください。また、職員については、本様式に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

- 添付書類
- 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項等証明書等
 - 事務所の平面図
 - 事務所の管理者の経歴
 - 運営規程
 - 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - 職員の勤務体制及び勤務形態一覧表
 - 当該申請に係る受託事務に係る資産の状況
 - 介護保険法施行令第11条の2第2項各号の規定に該当しないことを誓約する書面
 - 役員の名、生年月日及び住所
 - 介護支援専門員の氏名及びその登録番号（要介護認定調査事務を受託しようとする場合に限る。）
 - 介護保険法施行規則第34条の4第2項に定める意見書（該当する場合に限る。）

様式第2号 (第3条関係)

変 更 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事

殿

所在地
届出者 名称
代表者の氏名

㊟

次のとおり指定を受けた内容を変更しますので、介護保険法施行令第11条の3第1項の規定により届け出ます。

指定内容を変更する事務所		名 称	
		所 在 地	
委託事務の種類			
変更がある事項		変更の内容	
1	事務所の名称	(変更前)	
2	事務所の所在地		
3	申請者の名称		
4	主たる事務所の所在地		
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		
6	定款、寄附行為等及び登記事項証明書等 (当該指定に係る事務に関するものに限る。)		
7	事務所の平面図	(変更後)	
8	事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴		
9	運営規程		
10	役員の氏名、生年月日及び住所		
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号 (受託事務の種類が要介護認定調査事務の場合に限る。)		
変 更 年 月 日		年 月 日	

- 備考 1 該当する項目の番号に○を付してください。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

受託事務廃止 (休止、再開) 届出書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

所在地
届出者 名称
代表者の氏名 ㊟

次のとおり受託事務を廃止 (休止、再開) しますので、介護保険法施行令第 11 条の 3 第 1 項の規定により届け出ます。

廃止 (休止、再開) する事務所	名 称
	所在地
廃止、休止又は再開の別	廃止 休止 再開
廃止 (休止、再開) する年月日	年 月 日
廃止 (休止) する理由	
現に事務を受託している市町村に対する措置 (廃止又は休止の場合に限る。)	
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 受託事務の再開に係る届出にあっては、介護保険法施行規則に定める当該受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年二月十九日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第四号

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外広告物条例施行規則(平成五年宮崎県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第七号中

備	1 簡易な広告物等以外の広告物等については、屋外広告物管理者届出書を提出すること。
考	2 *印のある欄は、記入しないこと。
	3 この申請書の各欄に記入できないものは、別紙とすること。
	4 手数料の宮崎県収入証紙は、この欄にはり付けること。

を

備	1 *印のある欄は記入しないこと。
考	2 この申請書の各欄に記入できないものは、別紙とすること。
	3 手数料の宮崎県収入証紙は、この欄にはり付けること。

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県屋外広告物条例施行規則別記様式第七号の用紙は、別分の間、所要の事項を適宜修正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 129号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成19年2月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
中 村 伸 一	県立延岡病院	延岡市	内科 循環器科	平成19年2月1日
後 藤 究	京町温泉クリニック	えびの市	内科	〃

宮崎県告示第 130号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月19日から平成19年3月5日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
26	県道	宮崎須木線	東諸県郡国富町大字岩知野字六江749番1地先から同郡同町同大字同字 820番2地先まで	旧	8.9 ~ 12.6	250.0
				新	11.4 ~ 14.8	

宮崎県告示第 131号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月19日から平成19年3月5日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
39	県道	西都南郷線	西都市大字八重字柳 239番5地先から同市同大字同字 228番1地先まで	旧	5.8 ~ 32.0 5.8 ~ 91.0	555.0 220.0
				新	5.8 ~ 91.0	

宮崎県告示第 132号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年2月19日から平成19年3月5日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
108	県道	財部庄内安久線	都城市上長飯町5750番3地先から同市豊満町421番2地先まで	旧	6.0 ~ 17.5	302.0
				新	18.0 ~ 25.6	

宮崎県告示第 133号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月19日から平成19年 3 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
312	県道	木城西 都線	児湯郡新富 町大字新田 字黒坂 169 03番 3 地先 から西都市 大字右松字 原無田3360 番 2 地先ま で	旧	4.6 ～ 15.4 11.2 ～ 33.4	611.2 523.7
				新	11.2 ～ 33.4	523.7

宮崎県告示第 134号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月19日から平成19年 3 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
403	県道	えびの 高原京 町線	えびの市大 字浦字前畑 522番 4 地 先から同市 同大字字北 別府 576番 1 地先まで	旧	6.0 ～ 8.5	80.0
				新	10.5 ～ 12.0	80.0

宮崎県告示第 135号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月19日から平成19年 3 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
403	県道	えびの 高原京	えびの市大 字浦字北別	旧	5.0 ～ 6.0	47.0

		町線	府 577番 2 地先から同 市同大字字 河路 583番 8 地先まで	新	10.5 ～ 12.0	47.0
--	--	----	---	---	----------------	------

宮崎県告示第 136号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月19日から平成19年 3 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡国 富町大字岩 知野字六江 749番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字 820番 2 地先まで	平成19年 2 月19日

宮崎県告示第 137号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月19日から平成19年 3 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
108	県道	財部庄 内安久 線	都城市上長 飯町5750番 3 地先から 同市豊満町 421番 2 地 先まで	平成19年 2 月19日

宮崎県告示第 138号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 2 月19日から平成19年 3 月 5 日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
403	県道	えびの 高原京 町線	えびの市大 字浦字前畑 522番4地 先から同市 同大字字北 別府 576番 1地先まで	平成19年2月19日

宮崎県告示第 139号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年2月19日から平成19年3月5日まで宮崎県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
403	県道	えびの 高原京 町線	えびの市大 字浦字北別 府 577番2 地先から同 市同大字字 河路 583番 8地先まで	平成19年2月19日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市住吉土地改良区（宮崎市）から平成19年1月24日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成19年2月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、上三財地区県営土地改良事業（西都市、農地保全整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成19年2月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成19年2月19日から平成19年3月19日まで
- 3 縦覧場所
西都市役所